

衆議院小選挙区選出議員選挙 熊本県第3区 衆議院比例代表選出議員選挙 投開票結果

●問い合わせ先 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎096-248-1112



2月8日に行なわれた衆議院小選挙区選出議員選挙で、本市の投票率は57.85%となり、県平均の56.70%、全国平均の56.26%を上回りました。

また、前回の同選挙(令和6年10月27日実施、投票率52.84%)と比較しても、5.01ポイント上昇しました。本市の投開票結果は次のとおりです。

▼本市の投票率

小選挙区選出議員選挙	57.85%
比例代表選出議員選挙	57.86%

▼衆議院小選挙区選出議員選挙

熊本県第3区 合志市開票区
候補者別得票数 (届出順、氏名は通称)

候補者の氏名(届出政党)	本市(票)
坂本 てつし(自由民主党)	17,751票
橋村 りか(社会民主党)	4,426票
つるた かずよし(参政党)	6,117票

▼衆議院比例代表選出議員選挙 合志市開票区 政党等別得票数 (届出順)

政党などの名称	本市(票)
れいわ新選組	915票
日本保守党	715票
自由民主党	11,717票
中道改革連合	4,393票
減税日本・ゆうこく連合	443票
チームみらい	1,975票
社会民主党	841票
日本維新の会	1,939票
参政党	3,191票
国民民主党	2,170票
日本共産党	611票

▼投票所ごとの投票率(選挙区) ※期日前投票・不在者投票・在外(国外)投票も含まれます

投票所名	投票率	投票所名	投票率
第1投票区 旧合志市商工会支所	50.77%	第11投票区 ずずかけ台コミュニティセンター	64.64%
第2投票区 日向集会所	62.50%	第12投票区 北区構造改善センター	57.60%
第3投票区 合志中部保育園	58.61%	第13投票区 合志市野々島市民センター	59.60%
第4投票区 合志市栄市民センター「みどり館」	60.48%	第14投票区 西合志第一小学校ひまわり教室	51.73%
第5投票区 恵楓園やすらぎ総合会館	70.08%	第15投票区 合志市西合志図書館集会室	58.73%
第6投票区 合志市三つの木の家	53.94%	第16投票区 合志市黒石体育館	58.56%
第7投票区 合志市泉ヶ丘市民センター	60.65%	第17投票区 西合志東小学校多目的教室	58.03%
第8投票区 南ヶ丘小学校体育館	57.43%	第18投票区 合志市須屋市民センター体育館	56.42%
第9投票区 永江ふれあいセンター	58.10%	第19投票区 上須屋学習センター	57.44%
第10投票区 杉並台地区コミュニティセンター	62.33%	第20投票区 百合ヶ丘保育園	58.57%

男女共同参画推進懇話会 便り

男女共同参画推進懇話会

森 泉さん

私は母子保健推進員として男女共同参画推進懇話会に参加しています。母子保健推進員は乳幼児健診のお手伝いなどを行っています。数年前まで、乳幼児健診に来るのは、お母さんばかりでしたが、最近はお父さんが子どもを連れて来るところも多くなっていると感じています。

先日、乳幼児健診に来た女の子のお父さんに「今日は娘さんとベアルックですね」と声をかけました。お父さんの話では、その日着る服を、大人も子ども自分たちで衣装ケースから選んでいるそうで、ふと子どもを見ると、お父さんと同じような色や柄の服を選んでいることに気づかれたそうです。「女の子なので、父親とのベアルックは難しいかもしれないと思っていたけど、自分と好みがそっくりな部分があることに気づき幸せです。最近では、妻ともこ

どもの成長などの会話が増えた感じがします」とのことです。とてもすてきな日々を大切にしているのだなと思いました。

また別のお父さんからも、話を聞きました。こどもが野菜嫌いなのだそうですが、テレビで見た温野菜料理をお父さんが作ってみたいところ、野菜を食べてくれたので、とても嬉しかったとのことでした。「今まで料理は妻が作っていたけれど、こどもが自分の料理を食べてくれた喜びを感じたので、これからは自分も一緒に調理をやっていたいこうと思った」と笑顔で話していました。

家事や育児は、日常生活の中でハードルを感じることもあるかと思いますが、日々のこどもの成長を発見しながら、家族がお互いに無理をせず、協力し合うことの素晴らしいさを感じました。

家庭だけでなく、地域や社会でも協力しあう関係が広がっていくといいと思います。



▲市ホームページ 男女共同参画

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(安全安心課内) ☎096(248)5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

初めての一人暮らし②

事例1
アパートに引っ越した当日に業者が訪れ、換気扇フィルターの勧誘を受けた。管理会社と関連があるような口ぶりで「居住者はみんな契約している」と説明され、全室が購入しているなら仕方ないと思い契約した。その後不審に思い管理会社に確認したところ、無関係であることがわかった。不要な契約なので解約したい。

(20代 男性)

事例2
「電気の契約先変更をマンション内で進めている。電気料金も安くなくなる。検針票を見せて」と言われた。検針票を見せるだけならいいと思いましたが、検針票を撮られた。不審に思いネットで調べると検針票の番号で契約が変更されると知った。契約書はもらっていないし、連絡先もわからない。契約を変更するつもりはない。

(20代 女性)

解説

一人暮らしを始める人が多い春頃は訪問販売によるトラブルも多く発生しています。
巧妙な手口に注意
管理会社や入居者と関連があるかのような口ぶりで勧誘したり、契約変更が可能になるような情報を入手したりする手口も見られます。検針票に記載された「供給地点特定番号」や「顧客番号」があれば契約変更が可能となります。情報提供に安易に応じないようにしましょう。

トラブルを防ぐために

- ・業者の話をうのみにしない。
- ・その場で契約せず、業者の情報や契約内容を確認し検討する。

※訪問販売の場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフが可能です。書面を受け取っていない場合や書面に不備がある場合は、8日を過ぎても解約できる可能性があります。トラブルが生じた場合は消費生活センターへ相談しましょう。



▲市消費生活センター